

報告事項 2

第 2 次豊橋市都市計画道路の見直しについて

豊橋市都市計画審議会

目 次

1. 都市計画道路とは	1
2. 都市計画道路の見直しの必要性	2
3. 都市計画道路の見直しについて	2
4. 都市計画道路見直しの基本的な考え方	3
5. 都市計画道路見直しのスケジュール（予定）	3
6. 都市計画道路見直しの検討体制（予定）	4
7. 参考資料	5～16

第2次豊橋市都市計画道路見直しについて

1. 都市計画道路とは

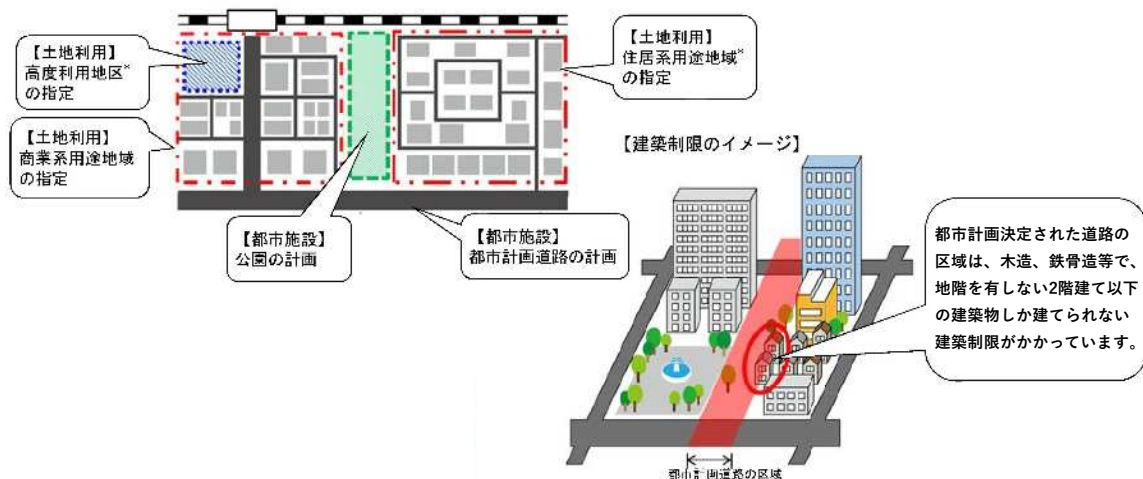
都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、都市の骨格を形成し、貴重な空間となる根幹的な都市施設として都市計画法に基づき決定された道路のことであり、以下の機能を有する。

①交通機能	②空間機能	③市街地形成機能
都市内や都市間等の円滑な移動を確保する機能	都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）などの収容空間を確保する機能	都市構造を形成し、街区を形成する機能
		

道路を都市計画に位置付ける主な意義は以下のとおり。

- ① 道路の整備に必要な区域をあらかじめ明確にすること
- ② 土地利用や都市施設相互の計画の調整を図ることにより、総合的、一体的に都市の整備、開発を進めること
- ③ 将来の道路事業の円滑な施行を確保するため建築制限を行うこと

【総合的、一体的な都市の整備・開発のイメージ】



2. 都市計画道路の見直しの必要性

本市の都市計画道路は令和 7 年 3 月末現在、56 路線、延長約 252km あり、そのうち整備済み区間は約 186 km、進捗率は約 73%である。一方、未整備区間は約 66km残っており、その大半は都市計画決定されてから既に 30 年以上経過している。

その結果、未整備区間内の民有地への建築制限が長期に及び、有効な土地利用を妨げてしまうことも懸念される。これらの未整備区間の半分以上は高度経済成長期までに計画決定されたものであり、計画決定時から現在にかけて社会経済情勢などが変化してきていることから、計画の必要性などを再検証する必要がある。

3. 都市計画道路の見直しについて

本市では、平成 28 年 3 月に「豊橋市都市計画道路見直し結果」を策定・公表し、令和 2 年に 9 路線（県 2 路線、市 7 路線）の都市計画の変更・廃止をした。

「豊橋市都市計画道路見直し結果」を公表してから概ね 10 年が経過し、道路整備が進捗するとともに、道路交通量の調査が新たに公表されるなど社会情勢が変化してきているため、都市計画道路の「存続」や「廃止候補」などの方向性を見直すことを目的として都市計画道路の見直しを実施するものである。見直しは、令和 7 年度と令和 8 年度の 2 年をかけて行うもので、令和 7 年度は、道路の交通状況や整備状況を把握するとともに、都市計画道路の将来交通量の推計を行い、優先整備路線の方針を検討し、令和 8 年度は路線毎に必要性や実現性の評価を実施し、都市計画道路の「存続」や「廃止候補」などの路線に整理していく。その後、「廃止候補」などの路線については、愛知県との協議などを行いながら、都市計画手続きを進めていく。

4. 都市計画道路見直しの基本的な考え方

都市計画道路の見直しにあたっては、「愛知県都市計画道路見直し方針（平成 30 年 8 月愛知県）」などを参考に行う。主な基本的な考え方は以下のとおり。

① 未着手区間について見直しを検討

都市計画道路のうち、特に未着手区間について、必要性などを判断し、計画の廃止、変更等を検討する。

② 社会経済情勢の変化などを考慮して必要性を検証

未着手区間の多くは計画決定後かなりの年数が経過しているため、現在の社会経済情勢などを考慮した上で、評価項目を設定し、必要性を検証する。

③ 財政負担の軽減、既存ストックの有効活用を考慮して代替性を検証

都市計画道路については、これまで計画に従い順次整備を進めてきたが、路線によっては事業着手までにかなりの期間を要することが懸念されるものもあり、また、益々厳しくなることが予想される財政状況などから、既存ストックを有効活用した道路整備への転換が求められる。

そのため、未着手区間の付近の現道で、その機能を代替できないか検証し、代替できる場合、当該路線の計画の廃止を検討する。

5. 都市計画道路見直しのスケジュール（予定）

年度	全体計画
令和 7 年度	・ 道路交通状況の把握 ・ 上位、関連計画等の整理 ・ 将来交通量推計（現状整備、段階整備、全整備） ・ 優先整備路線の方針の検討 ・ 関係機関協議（国、県）
令和 8 年度	・ 都市計画道路見直し方針の検討 ・ 将来交通量推計（見直し反映） ・ 都市計画道路カルテの更新 ・ 将来都市計画道路ネットワーク案の作成 ・ 関係機関協議（国、県）
令和 9 年度	・ 公表
令和 10 年度以降	・ 必要に応じて都市計画変更

6. 都市計画道路見直しの検討体制（予定）

学識経験者など以下のとおり委員を構成する。

委員	人数	備考
学識経験者	3	豊橋技術科学大学など
国土交通省	2	中部地方整備局名四国道事務所など
愛知県	2	都市計画課、東三河建設事務所
内部委員	2	

豊橋市都市計画道路見直し結果

～都市計画道路ネットワーク及び都市計画道路整備プログラム～



目次

- 1. 都市計画道路の見直しについて . . . 1
- 2. 都市計画道路見直しの考え方と評価結果 . . . 2
- 3. 主な都市計画道路の見直し内容 . . . 3
- 4. 都市計画道路ネットワーク . . . 6
- 5. 都市計画道路プログラム . . . 7

1. 都市計画道路見直しについて・・・

1) そもそも、都市計画道路とは

都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、都市の骨格を形成し、貴重な空間となる根幹的な都市施設として、都市計画法に基づき決定された道路のことです。家の前の生活道路とは異なり、国道1号に代表されるような、幅の広い幹線道路をイメージしてください。

2) なぜ、都市計画道路の見直しをするのか

大きな理由は3つあります。

①人口減少・高齢化をはじめとする社会情勢の変化

・・・計画決定当時と必要性や位置付けが変化している

②財政状況の変化

・・・道路新設費用の減少に対し、選択と集中による
効率的・効果的な道路整備が必要

③都市計画道路の区域内における建築制限

・・・長期に渡り土地の活用制限への影響を考慮

3) 都市計画道路の整備状況

本市の都市計画道路は平成28年3月末現在、61路線、延長約266.1kmあり、そのうち整備済は約181.7km、整備率は約68%となっています。

一方、未整備区間は約84km残っており、その大半は都市計画決定されてから既に30年以上経過しています。



2. 都市計画道路見直しの考え方と評価結果・・・

1) 都市計画道路見直しの考え方

都市計画道路の見直しは、未整備路線の必要性や事業の実現性などを総合的に検証・判断し、本市全体の将来の都市計画道路ネットワーク（道路網）を踏まえた上で、各路線の方向性を以下のように分類することとしました。

表 - 1 都市計画道路見直し分類

種類	内容
現行存続	現在の都市計画を基本的に継続する（整備を前提）
変更候補	現在の都市計画の一部または全体を変更する （車線、線形、構造などの見直し、整備を前提）
廃止候補	都市計画道路の一部または全体を廃止する
検討継続	県決定路線など、現時点では最終判断ができない区間 交通状況、都市構造、上位計画道路の変化や進捗を見ながら、広域的な見地も加え、今後整備の有無も含めた検討を継続する

2) 評価結果

表-2 評価結果 種類別延長

種類	延長（m）	構成比	備考
現行存続	58,365	59.0%	(都) 豊橋島羽線、(都) 東三河環状線の2車整備済区間含む
変更候補	13,880	14.0%	新規整備路線(合計2,400m)含む
廃止候補	8,450	8.5%	
検討継続	7,990	8.1%	(都) 東三河環状線2車線提言区間
検討継続（廃止）	10,290	10.4%	(都) 東三河環状線、(都) 一色高洲線、 (都) 大岩富士見線
合計	98,975	100.0%	

注）（都）＝都市計画道路



3. 主な都市計画道路の見直し内容・・・

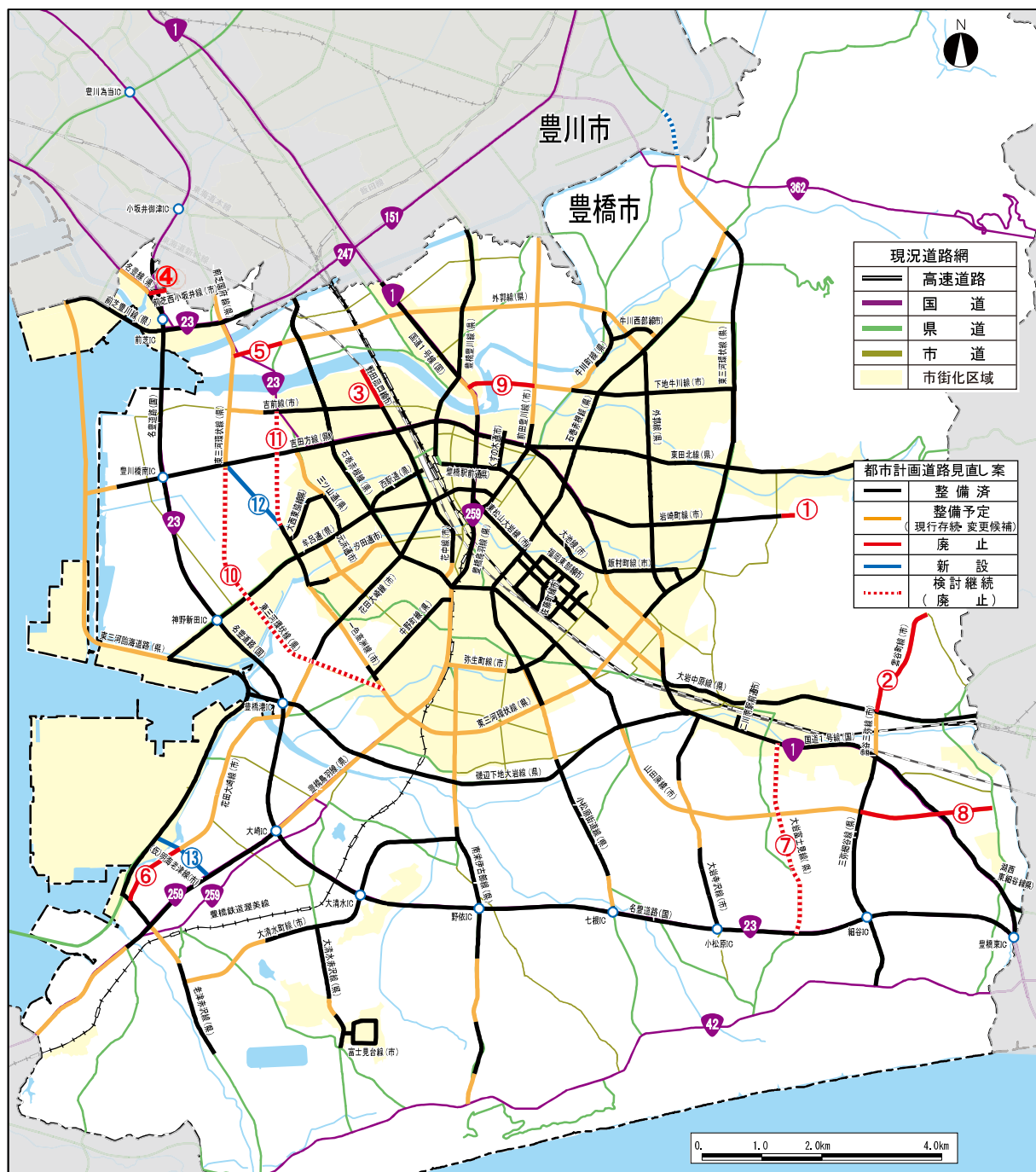


図-1 廃止候補ならびに新規候補区間図

1) 廃止候補路線

(1) 将来交通量が少なく、都市施設等への接続もないことにより廃止できる区間

①**岩崎町線**（当初決定：昭和 3.2, 延長 300m）

幹線道路までの整備は完了しており、該当区間は内山川ホテルの宿に近く、環境悪化の恐れもあります。

②**雲谷町線**（当初決定：昭和 40.3, 延長 1,980m）

将来交通量も少なく、既設市道にて機能代替が可能です。

③**野田菰口線**（当初決定：昭和 3.2, 延長 710m）

未整備区間の先に接続道路もなく、ネットワーク機能はありません。

④**前芝西小坂井線**（当初決定：昭和 40.3, 延長 300m）

豊川市の JR 西小坂井駅まで接続する道路ですが、豊川市側も整備予定がありません。

(2) 既存道路の利用により廃止できる区間（ネットワークとしての必要性なし）

⑤**外郭線**（当初決定：昭和 3.2, 延長 740m）

外郭線は、(都)石巻赤根線とともに環状機能を有しますが、該当区間は範囲外です。また、国道 23 号と(県)平井牟呂大岩線にて機能代替が可能です。

(3) 代替路線の整備により廃止できる区間

⑥**花田大崎線**（当初決定：昭和 3.2, 延長 1,200m）

明海町からの新規路線を整備することにより、既設市道とともに代替が可能です。

⑧**山田原線**（当初決定：昭和 40.3, 延長 2,220m）

既設市道も含めた(都)大岩中原線等の朝夕の渋滞が課題となっていますが、本計画路線は湖西市側と接続しておらず、課題解決に寄与する路線ではありません。

注) (県) = 一般県道

(4) その他の要因による廃止区間

⑨下地牛川線（当初決定：昭和 3.2, 延長 1,000m）

豊川への架橋ならびに(都)国道 1 号線との接続が困難であることに加え、計画道路を建設することにより、住環境へ悪影響を与え、まちづくり誘導機能に反します。また、他路線にて代替が可能です（外郭線・前田豊川線を整備すれば、豊川渡河が可能）。

2) 新規候補路線（2 路線）

⑫一色高洲線集約化路線（延長 1,400m）

市西部において、環状機能を有する路線が多数存在するため、(都)東三河環状線と(都)一色高洲線との集約化を図ります。その結果、豊橋市民病院へのアクセス強化を図られます。

⑬(仮)明海老津線（延長 1,000m, 市）

明海地区の渋滞緩和を図るため、新規路線を計画します。

3) 検討継続路線

(都)東三河環状線の未着手区間（国道 1 号以南）については、市街地内の早期整備を優先課題とし、2 車線での整備も含め、検討を継続していくことを提言します。

また、⑦大岩富士見線（当初決定：昭和 40.3, 延長 3,330m）ならびに、(都)東三河環状線と(都)一色高洲線との集約化に伴い、⑩東三河環状線（当初決定：昭和 3.2, 延長 5,270m）と⑪一色高洲線（当初決定：昭和 3.2, 延長 1,690m）については、検討継続（廃止）とします。



4. 都市計画道路ネットワーク・・・

検討結果を基に、以下に都市計画道路ネットワークを示します（図-2）。この都市計画道路ネットワークは、豊橋市が目指すべき将来の都市計画道路網です。

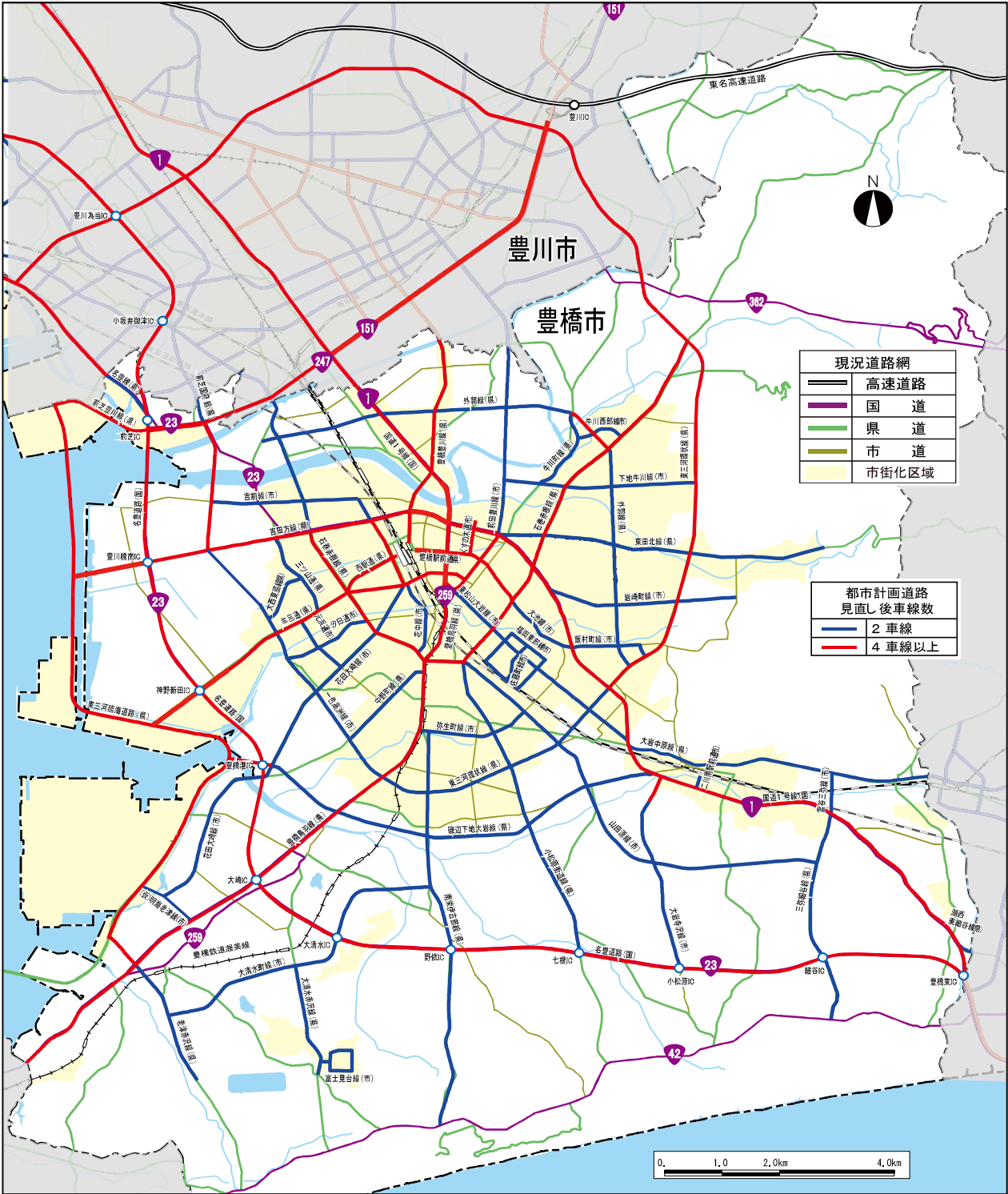


図-2 都市計画道路ネットワーク

5. 都市計画道路整備プログラム・・・

1) 都市計画道路整備プログラムの概要

都市計画道路見直しの結果、6 ページに本市が目指すべき都市計画道路ネットワークを示しました。

今後、交通渋滞への適切な対応を図りながら、限られた費用の中で道路整備を効率的・効果的に進めるためには、あらかじめ整備時期を明確にすることが重要となります。

そこで、本市では都市計画道路整備プログラムとして、次ページの検討フローにより、未整備都市計画道路の整備時期を、Ⅰ期（短期）、Ⅱ期（中期）、Ⅲ期（長期）に分けて示すこととしました（表－3、図－3）。

表-3 整備時期の考え方

整備時期		選定の考え方
Ⅰ 期	事業中路線	事業中の路線
Ⅱ 期	次期優先整備路線	幹線道路網の整備やまちづくりへの誘導等の点で整備効果が高く、Ⅰ期に続き優先的に整備していくべき路線 （＊概ね 10～20 年で完成を目指すべき路線）
Ⅲ 期	—	Ⅱ期と比較して優先度は低いが、道路網を有効に機能させ良好な市街地を形成するためには、整備すべき路線



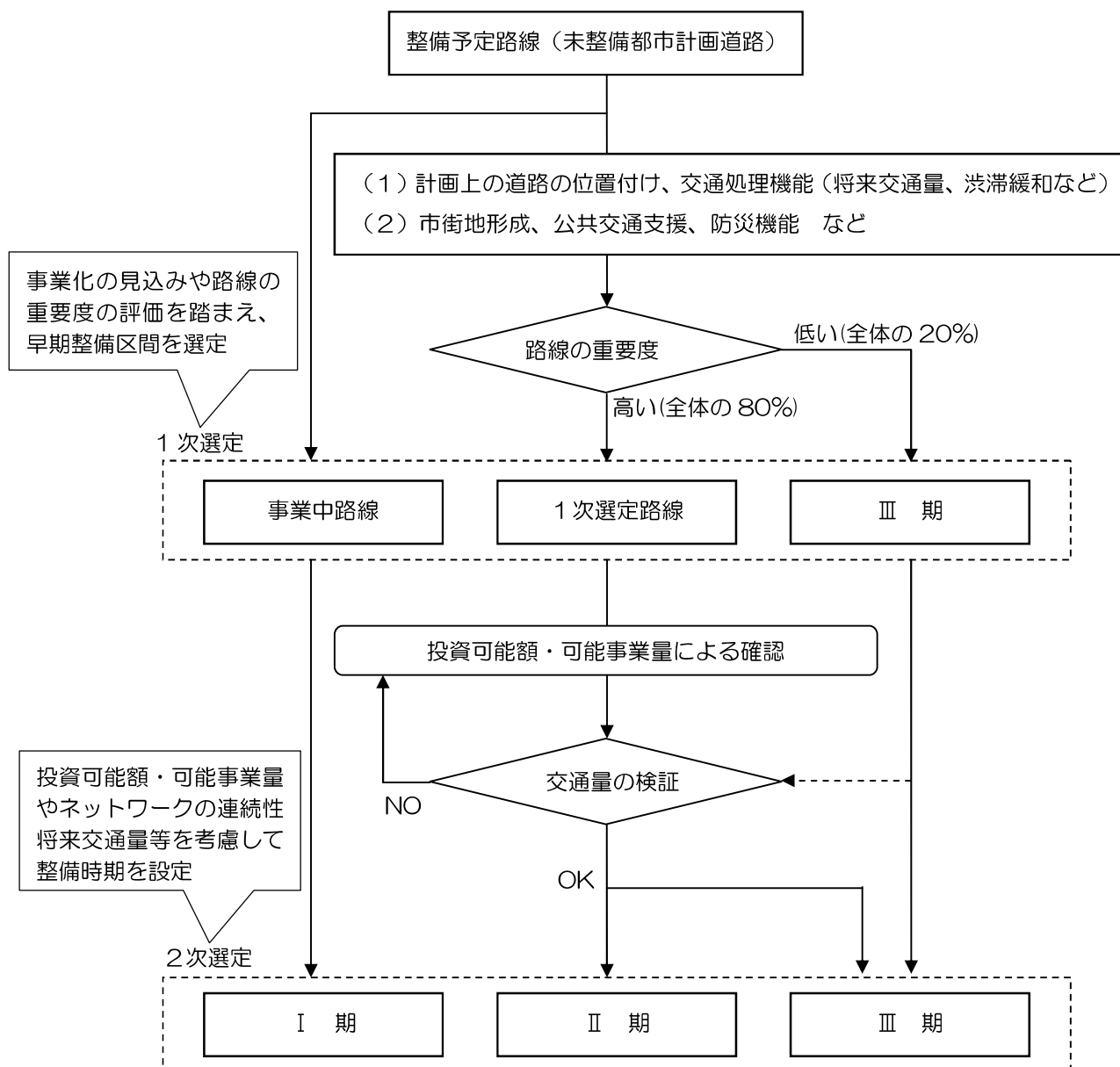


図-3 都市計画道路整備プログラム検討フロー



2) 都市計画道路整備プログラム

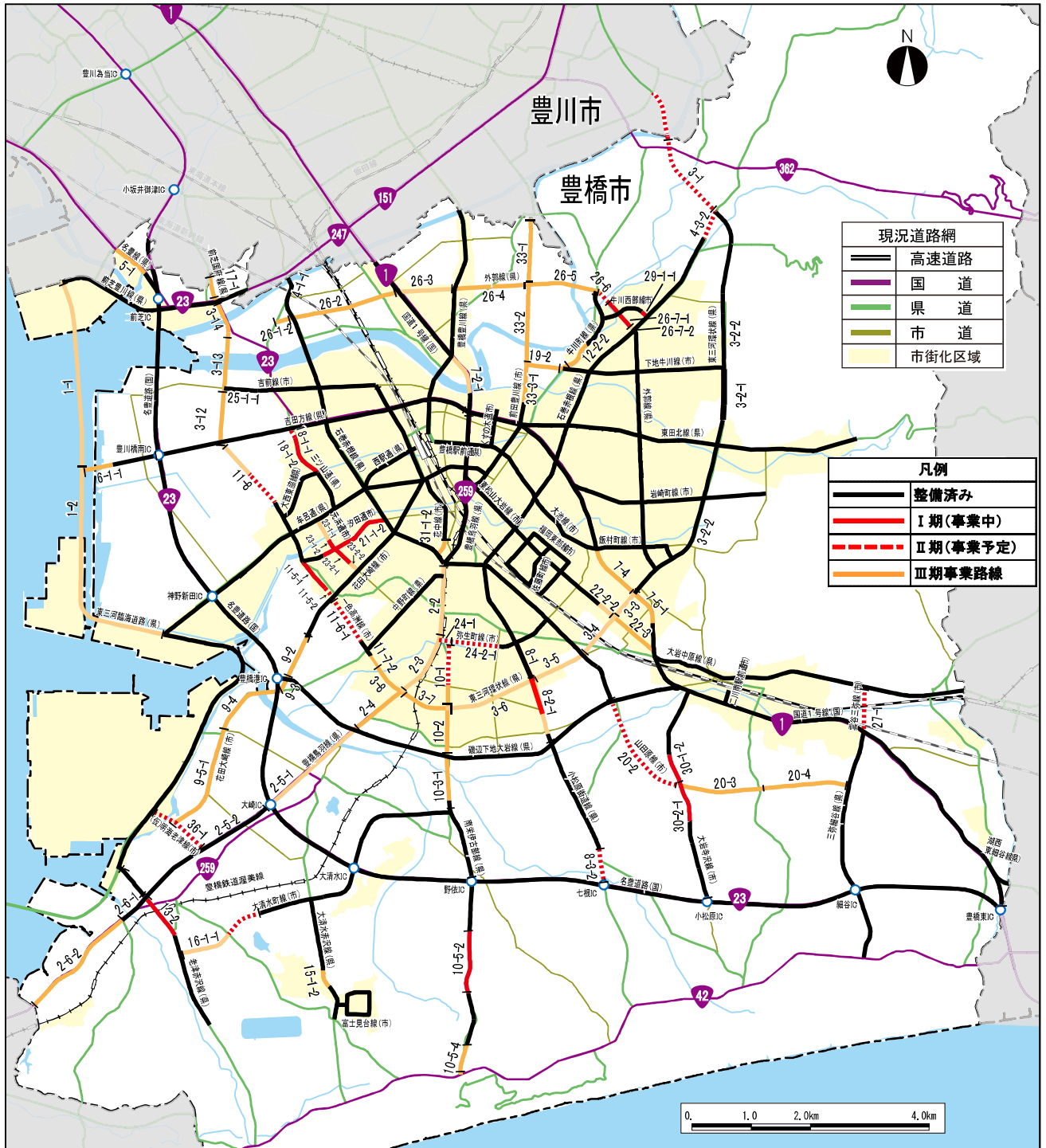


図-4 都市計画道路整備プログラム

I 期事業路線（事業中路線）・・・以下に主な路線を列挙します

- ・小松原街道線：8-2-1
- ・牛川西部線（牛川西部土地区画整理事業）：29-1-1
- ・元浜通（柳生川南部土地区画整理事業）：23-1-2, 23-2-1
- ・汐田通（柳生川南部土地区画整理事業）：21-1-2
- ・一色高洲線（柳生川南部土地区画整理事業）：11-5-1
- ・三ツ山通（牟呂坂津土地区画整理事業）：18-1-2
- ・大岩寺沢線：30-1-2, 30-2-1
- ・名豊道路（大崎 IC から豊橋東 IC までと、前芝 IC 以北の 4 車線化）

II 期事業路線（次期優先整備路線）

- ・東三河環状線(石巻本町・当古工区)：3-1、石巻赤根線：4-3-2
- ・小松原街道線：8-3-2
- ・南栄伊古部線：10-1
- ・弥生町線：24-2-1
- ・雲谷三弥線：27-1
- ・(仮)明海老津線（新規路線）：36-1
- ・山田原線（藤並町交差点から(都)大岩寺沢線までの区間）：20-2
- ・一色高洲線(ほいっぷから柳生川南部区画整理事業地まで)：11-5-2, 11-6-1
- ・一色高洲線（(都)東三河環状線との集約路線）：11-8
- ・豊橋鳥羽線（植田バイパスの 4 車線化）

III 期事業路線

- ・東三河環状線（国道 1 号から(都)南栄伊古部線まで 2 車線整備）：3-3～3-6
- ・豊橋鳥羽線（高師口交差点から(都)東三河環状線まで 4 車線化）：2-2, 2-3
- ・東三河臨海道路（港湾計画にて位置付け）：1-1, 1-2
- ・東松山大岩線：22-2-2, 22-3
- ・外郭線：26-1-2～26-5
- ・国道 1 号線（吉田大橋北から瀬上交差点までの区間）：7-2-1 ほか

※注)

本プログラムは豊橋市都市計画道路ネットワーク検討委員会における検討結果を受け、豊橋市として策定したものです。

なお、今後概ね 10 年ごとに見直しを行います。

平成 28 年 3 月
発行：豊橋市
編集：豊橋市都市計画部 都市計画課
〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1 番地
電話 0532-51-2622